

# 8

## 便所

### 整備の基本的な考え方

- 高齢者、障害者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を整備する。
- 特に、日常生活や社会生活において利用される診療所・店舗等には、規模に関わらず、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を設ける。このうち複数店舗等が入居するテナントビルでは、テナント入れ替え等に影響されないよう共用部分に設けることが重要である。
- 便所・便房の設計においては、施設用途や規模のほか、多様な利用者を十分に想定し、必要な設備、便房数、面積等を検討する。
- 知的障害者や発達障害者等への異性介助や、高齢者同士の異性介助のため、男女共用の便房に対するニーズが高まっていることを踏まえて、介助者等の実態に即した便所・便房の配置や面積等を検討する。
- 利用者の集中を避け、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、施設の用途や利用状況を勘案して、整備基準の車椅子利用者用便房と、オストメイト対応の設備を有する便房、乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房の機能の分散化や組み合わせを検討する。
- 整備基準（8）は、（3）又は（4）の車椅子利用者用便房及び当該便房が設けられている便所以外に便所を設ける場合の基準であり、（6）オストメイト対応の設備を有する便房、（7）乳幼児を座らせることができる便房を兼ねることができる。
- 整備基準（9）は、車椅子利用者用の便房・便所以外の便所であっても、車椅子利用者やベビーカー、松葉杖での利用など、多様な使い方を想定し、十分な出入口の幅と空間の確保について、配慮することを求めている。
- 整備基準（10）は、（3）から（8）の出入口における点字その他による案内に関する整備基準を定めている。

整備基準	解 説	望ましい水準
<p>(1) 利用者の利用に供する便所を、利用者が利用する階（当該階において利用者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して市長が別に定める階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。この場合においては、特定の階に偏ることなく利用者が利用者の利用に供する便所を利用する上で支障がない位置に設けること。</p>	<p>●便所の数とは便房の数ではなく、便所の箇所数である。 →「■便所と便房について」(81頁参照)</p> <p>●従業員のみが利用する階（バックヤードのみの階など）は、「利用者が利用する階」には該当しない。 【市長が別に定める階等】 ◇「市長が別に定める階」：「川崎市福祉のまちづくり条例施行規則の規定により市長が別に定める階等（令和7年告示第272号）」(243頁参照) 第1項に定めるもの →「■市長が別に定める階について」(81頁参照)</p>	
<p>(2) 利用者の利用に供する便所は、床の表面を滑りにくい材料で仕上げること。</p>	<p>●濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料とすること。</p>	<p>○転倒したときの危険防止のため、適度に弾性のあるものとする。</p>

整備基準	解説	望ましい水準
<p>(3) (1)の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上（当該階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、当該床面積に応じて市長が別に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下(3)において同じ。）設けること。ただし、当該階が地上階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の直接地上へ通ずる出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして市長が別に定める場合に該当する公共的施設、用途面積が300㎡未満の別表第1の3（(2)の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が500㎡未満の同表の8（(6)から(11)までの施設に限る。）及び11（(4)の施設に限る。）に掲げる公共的施設においては、この限りでない。</p>	<p>◀左欄記載施設▶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「用途面積が300㎡未満の別表第1の3（(2)の施設に限る。）に掲げる公共的施設」：用途面積300㎡未満の診療所(患者の入院施設がないもの)</li> <li>◆「用途面積が500㎡未満の同表の8（(6)から(11)までの施設に限る。）及び11（(4)の施設に限る。）に掲げる公共的施設」：用途面積500㎡未満の薬局、物販店舗、飲食店、キャバレー等、サービス店舗、学習塾等、劇場等</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者の利用に供する階に便所を設ける場合、車椅子使用者用便房を1以上設ける。 →「便所と車椅子使用者用便房の設置数の例」（81頁参照）</li> <li>●異性介助の場合に配慮し、少なくとも1以上の車椅子使用者用便房を、男女が共用できる位置に設ける。 →図「□車椅子使用者用便房の例」（85頁）を参照 【市長が別に定める階等】 ◇「市長が別に定める数」：「川崎市福祉のまちづくり条例施行規則の規定により市長が別に定める階等（令和7年告示第272号）」（243頁参照）第2項に定めるもの →「■市長が別に定める数（大規模階に設置する車椅子使用者用便房の数）について」（82頁参照） ◇「車椅子使用者が駐車場を使用する上で支障がないものとして市長が別に定める場合」： 「川崎市福祉のまちづくり条例施行規則の規定により市長が別に定める階等（令和7年告示第272号）」（243頁参照）第3項に定めるもの →「■車椅子使用者用便房の設置基準について」ただし書き①～⑤（81頁参照） →「■市長が別に定める場合（小規模階を有する場合）について」（82頁参照）</li> </ul>	<p>○車椅子使用者等の円滑なトイレ利用に配慮して、各階に設ける車椅子使用者用便房を、集約し、2以上の車椅子使用者用便房を近接して設けることで、スムーズな利用を促すことが可能となる。</p>
<p>(4) 利用者の利用に供する便所を設ける場合（(3)の規定により車椅子使用者用便房を設ける場合を除く。）は、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、用途面積が300㎡未満の別表第1の3（(2)の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が500㎡未満の同表の8（(6)から(11)までの施設に限る。）及び11（(4)の施設に限る。）に掲げる公共的施設においては、この限りでない。</p>	<p>◀左欄記載施設▶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「用途面積が300㎡未満の別表第1の3（(2)の施設に限る。）に掲げる公共的施設」：用途面積300㎡未満の診療所(患者の入院施設がないもの)</li> <li>◆「用途面積が500㎡未満の同表の8（(6)から(11)までの施設に限る。）及び11（(4)の施設に限る。）に掲げる公共的施設」：用途面積500㎡未満の薬局、物販店舗、飲食店、キャバレー等、サービス店舗、学習塾等、劇場等</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>●(3)のただし書きの規定により、車椅子使用者用便房の設置が求められない場合でも、本規定により、建築物に利用者の利用に供する便所を設ける場合は1以上の車椅子使用者用便房を設けること。</li> <li>●異性介助の場合に配慮し、少なくとも1以上の車椅子使用者用便房を、男女が共用できる位置に設ける。 →図「□車椅子使用者用便房の例」（85頁）を参照</li> </ul>	

整備基準		解説	望ましい水準
(5)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所は、次に定める構造とすること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●異性介助の場合に配慮し、少なくとも1以上の車椅子使用者用便房を、男女が共用できる位置に設ける。</li> <li>→図「□車椅子使用者用便房の例」(85頁)を参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○排泄介助が必要な障害のある児童、成人等の脱衣、おむつ交換等のため、男女が共用できる位置に、1以上の大型ベッド付き便房を設ける。</li> <li>○大型ベッドは、介助のしやすさや転落防止、緊急時の出入りを考慮した位置に設ける。</li> <li>○車椅子使用者用便房を複数設ける場合は、1以上にオストメイト用設備を設ける。</li> <li>○車椅子使用者は、通常のおストメイト設備では高さが合わず使えないことがあるため、便座の背もたれに水栓を付けたオストメイト簡易型水栓設備の併用も検討する。</li> </ul>
ア 出入口の幅	車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幅80cmは、車椅子使用者が通過できる寸法</li> <li>●建具を開放したときに、ドアの厚みや把手の飛び出し等を考慮し、実際に通過できる幅を指す。</li> </ul>	○幅90cm以上
イ 出入口の戸の構造	車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●戸は、原則として引き戸とすること。</li> <li>●自動式引き戸の場合、施錠の操作がしやすいものとする。</li> <li>●鍵は、指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造とし、非常時に外から開錠できるものとする。</li> <li>●段差のある敷居や溝は設けないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○戸は、開閉時間の調整ができるものとする。</li> <li>○ドアロックセンサーを設置する。</li> </ul>
ウ 便器・手すり	車椅子使用者用便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車椅子ですできるだけ接近できるよう、床置き便器の前面は、フットサポートが当たりやすく、トラップ突き出しの少ない形式とする。</li> <li>●座面高さは、蓋のない状態で42~45cm程度とする。</li> <li>●腰掛便座の壁側に手すりを設ける場合には、水平、垂直(L型)に取り付ける。</li> <li>●介助等を考慮し、片側の手すりは跳ね上げ手すりとする。</li> <li>●手すりが遠すぎると体を預けることができないため、位置関係に配慮する。</li> <li>●水平手すりは、腰掛便座の座面から20~25cm程度の高さとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、施設用途や利用状況に応じ便器の背後の適切な高さで背もたれを設ける。</li> <li>○腰掛便座は、温水洗浄便座(温水でおしり等を洗浄する機能を持つ腰掛便座)とする。</li> <li>○手すりとの壁の色の明度、色相又は彩度の差を大きくして、容易に識別できるようにする。</li> <li>○左右の手すりの間隔は70~75cmだと使いやすい。</li> </ul>
エ 便房の広さ	車椅子使用者用便房の幅及び奥行きの内法(のり)は、それぞれ200cm以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150cm以上とすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車椅子使用者の便器への移乗や、介助者の同伴等が円滑にできるよう、便器の正面と側面に十分なスペースを確保すること。</li> <li>●設備等の形状、配置により必要な広さは変わること留意すること。</li> <li>●各設備を使用でき、車椅子使用者が360°回転できるよう、配管収納スペース等を除き直径150cm以上の円が内接できるスペース(設備等下部の車椅子のフットサポートが通過できるスペース(床上高さ40cm以上、奥行き20cm以下)を含む)を設けること。</li> </ul>	○複数の車椅子使用者用便房を設ける場合、車椅子使用者が選択できるような、便器への移乗のための側面のスペースを、右側面に設けた便房と、左側面に設けた便房をそれぞれ設ける。

整備基準		解説	望ましい水準
オ 洗面器 (手洗い器)	車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所内には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●移動の支障とならない場所に設けること。</li> <li>●水栓金具は、レバー式、光感应式など簡単に操作できるものとする。</li> <li>●洗面器の下部には、車椅子使用者の膝が入るスペースを設けること。</li> <li>●鏡を適切な位置に設けること。</li> <li>●手すりを設ける場合は、便所の出入口から最も近い位置に設けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとする。</li> <li>○洗面器の脇には、つえを立てかけるくぼみや棚、フック等を設ける。</li> </ul>
カ 附属器具	車椅子使用者用便房内の附属器具は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、緊急通報装置を必要に応じて設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンは、JIS S 0026に基づく配置とする。</li> <li>→図「□車椅子使用者用便房の例」(85頁)を参照</li> <li>●ペーパーホルダー、呼び出しボタン、ごみ箱等は、腰掛便座及び車椅子に座った状態で手が届く位置に設ける。</li> <li>●洗浄装置はセンサー式が使いやすいが、視覚障害者は触れることのできる方が使いやすいため、ボタン式も併設する。</li> <li>●呼び出しボタンは、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置(床面から30cm程度)にも設ける。</li> <li>●便房内に確認ランプ付き呼び出し装置、出入口の廊下等に非常呼び出し表示ランプ、事務所に警報盤を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非常時における聴覚障害者等に配慮し、便所及び便房に光警報装置(フラッシュライト)を設ける。</li> </ul>
キ 小便器	男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、当該小便器に手すりを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手すりは、つえ使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸をつけて不安定な身体を支えながら用を足せる構造とする。</li> <li>●手すり付き小便器は、便所の出入口から最も近い位置に設けること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小便器の脇には、つえや傘等を立てかけるくぼみやフックを設ける。</li> </ul>
ク 荷物台	車椅子使用者用便房内に荷物台を設置するよう努めること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手荷物置き台を、車椅子に座った状態で手が届く高さに設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○フックを、車椅子に座った状態で手が届く高さに設ける。</li> </ul>
ケ 設置階	車椅子使用者用便房が設けられている便所は、直接地上へ通じる出入口のある階に設けるよう努めること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車椅子使用者用便房を有する便所は、各階ごとに設けるなど利用者の利用に配慮して複数設ける。</li> <li>●劇場・競技場等の客席・観覧席が複数階にある場合や、同時に多数の車椅子使用者が利用する場合は、複数の車椅子使用者用便房を設け、車椅子使用者用客席・観覧席から容易に到達できる位置に配置する。</li> </ul>	

整備基準	解説	望ましい水準
<p>(6) 利用者の利用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>ただし、用途面積が300㎡未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が500㎡未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設においては、この限りでない。</p>	<p>≪左欄記載施設≫</p> <p>◆「用途面積が300㎡未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積300㎡未満の診療所(患者の入院施設がないもの)</p> <p>◆「用途面積が500㎡未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積500㎡未満の薬局、物販店舗、飲食店、キャバレー等、サービス業店舗、学習塾等、劇場等</p> <hr/> <p>●オストメイト(人工肛門・人口膀胱造設者)のパウチや汚れた物、しびん等を洗浄する汚物流しと水栓器具、ペーパーホルダーを設けた便房を1以上設けること。</p> <p>→図「□オストメイト用設備を有する便房の例」(88頁)を参照</p> <p>●水栓器具の高さは70cm程度とすること。</p> <p>●ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる十分な広さの手荷物置き台(カウンター)を設けること。</p> <p>●ストーマ装具の装着や身だしなみを確認するための鏡を設ける。</p> <p>●床は、濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。</p> <p>●改修等でやむを得ない場合や、構造上やむを得ない場合は、「オストメイト用簡易型水栓設備」を設ける。</p>	<p>○汚物流しと水栓器具を設けた便房を有する便所は、各階ごとに設けるなど複数設ける。</p> <p>○オストメイト対応型便房が複数ある場合、1以上は車椅子使用者が利用できるものとする。</p> <p>○腹部等を洗浄しやすいよう、ハンドシャワー型、温水が出る混合水栓とする。</p> <p>○利用者の身長の違いに配慮し、汚物流しの高さが調節できるものとする。</p> <p>○ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設ける。</p> <p>○ストーマ装具の装着のための衣類の脱着等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設ける。</p> <p>○鏡は、全身が確認できる大きさとする。</p> <p>○床は、転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとする。</p>
<p>(7) 利用者の利用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、乳幼児を同伴する者が当該乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>ただし、別表第1の4((1)の施設に限る。)、8((9)の施設に限る。)、9、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が300㎡未満の同表の3((2)の施設に限る。)、4((3)及び(4)の施設に限る。)、8((9)の施設を除く。)、及び11((3)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が1,000㎡未満の同表の2、4((2)の施設に限る。)、7及び11((5)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けるよう努めること。</p>	<p>≪左欄記載施設≫</p> <p>◆「別表第1の4((1)の施設に限る。)、8((9)の施設に限る。)、9、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：学校、キャバレー等、共同住宅等、事務所、工場</p> <p>◆「用途面積が300㎡未満の同表の3((2)の施設に限る。)、4((3)及び(4)の施設に限る。)、8((9)の施設を除く。))及び11((3)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積300㎡未満の診療所(患者の入院施設がないもの)、博物館等、集会場等、商業施設(キャバレー等を除く)、公衆浴場</p> <p>◆「1,000㎡未満の同表の2、4((2)の施設に限る。)、7及び11((5)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積1,000㎡未満の社会福祉施設、自動車教習所、宿泊施設、路外駐車場、展示場、運動施設</p> <hr/> <p>●乳幼児用椅子を有する便房を1以上設けること。</p> <p>●乳幼児用椅子は、乳幼児が椅子から抜け出したりしにくく、安全に座らせることができるものとする。</p> <p>●乳幼児用椅子は、乳幼児連れの利用者から常に目や手が届く位置に設ける。</p> <p>●床は、濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。</p>	<p>○乳幼児用おむつ交換台等を設ける。</p> <p>○ベビーカーと共に入ることが可能なゆとりある広さとする。</p> <p>○床は、転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとする。</p>

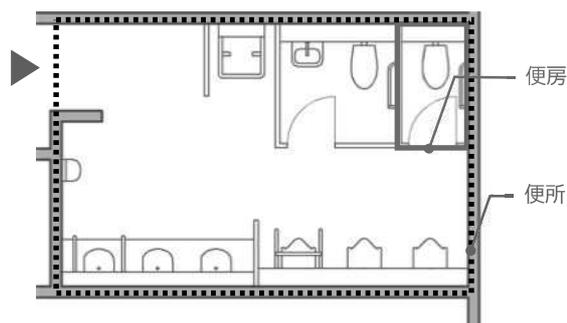
整備基準		解説	望ましい水準
(8)(3)又は(4)の車椅子使用者用便房が設けられている便所以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、次に定める構造とすること。		●この基準は、車椅子使用者用便房が設けられている便所以外の、1以上の利用者の利用に供する便所に適用される。	
ア 出入口の戸の構造	便所及び便房の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	●戸の取っ手は操作しやすいものとする。 ●手動式引き戸の場合、取っ手は握りやすさに配慮したものとする。 ●鍵は、指の不自由な人でも施錠がしやすく、非常時に外から解錠できるものとする。 ●施錠を示す色等は、視覚障害者の利用に配慮したものとする。 ●段差のある敷居や溝は設けないこと。	○便房の戸には、使用中か否かを大きくわかりやすく表示すること。
イ 便器・手すり	1以上の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。	●腰掛便座の壁側に手すりを設ける場合には、水平、垂直(L型)に取り付ける。 ●手すりが遠すぎると体を預けることができないため、位置関係に配慮する。 ●水平手すりは、腰掛便座の座面から20~25cm程度の高さとする。 ●手すりは、握りやすいものとする。 ●ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンは、JIS S 0026に基づく配置とする。 ●便器洗浄ボタンは、腰掛便座に座った状態で操作しやすいものとする。 ●洗浄装置はセンサー式が使いやすいが、視覚障害者は触れることのできる方が使いやすいため、ボタン式も併設する。	○腰掛便座は、温水洗浄便座(温水でおしり等を洗浄する機能を持つ腰掛便座)とすること。 ○非常呼び出しボタン、フラッシュペダルなどの緊急通報装置を設置すること。 ○車椅子使用者用簡易型便房を設ける場合は、左右の手すりの間隔は70~75cmだと使いやすい。 ○全ての便房内の手すりの位置が左右のいずれかに偏っていると、使いにくい場合があるため、配慮して設置する。 ○手すりと壁の色の明度、色相又は彩度の差を大きくして、容易に識別できるようにする。
ウ 洗面器 (手洗い器)	高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。	●洗面器は、通行の支障とならない場所に設け、手すりは、原則として、両側に取り付けること。 ●原則として洗面器の下部に、車椅子使用者の膝が入るスペースを設けること。 ●水栓器具は、レバー式、光感应式など簡単に操作できるものとする。 ●原則として鏡を適切な位置に設けること。	○洗面器の脇には、つえを立てかけるくぼみあるいはフックを設ける。
エ 小便器	男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、当該小便器には手すりを設けること。	→(5)クを参照	→(5)クを参照
(9)(6)から(8)までに定める便所及び便房は、次に定める構造とするよう努めること。		●(6)オストメイト対応の設備を有する便房、(7)乳幼児を座らせることができる便房、(8)車椅子使用者用以外の1以上の便所については、車椅子使用者や松葉杖の利用者、乳幼児連れなど多様な利用者が利用できるよう、ア、イに適合するよう努めること。 →図「□オストメイト用設備を有する便房の例」(88頁)、図「□乳幼児連れ利用者に配慮した設備の例」(89頁)を参照	
ア 出入口の幅	出入口の幅は、80cm以上とすること。	●幅80cmは、車椅子使用者が通過できる寸法	

整備基準		解説	望ましい水準
イ 便所内の空間確保	車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	●車椅子使用者、松葉杖の使用者、ベビーカー利用者など多様な利用状況を想定し、十分な空間を確保するよう努めること。	
(10) (3)から(8)までに定める便所の出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。		●便所の名称は、「多機能」「多目的」等、利用対象とならない方を含め誰もが使用できるような名称としない。 ●現在位置、構造、男女の区別を案内すること。 ●便所の配置を点字、音による案内、その他視覚障害者に示すための設備を設ける。 ●点字による案内表示は、床から中心までの高さを140～150cm程度とすること。 ●点字による案内板だけでは、情報を読み取れる視覚障害者は少ないとされているため、読みやすいデザインや文字を浮き彫りにしたり、音声案内装置を付加すること。 →「点字その他の案内設備」に関しては2敷地内の通路(1)ウ(ア)の解説(44頁)を参照	
(11) 別表第1の8((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設及び用途面積が200㎡未満の同表の8((6)の施設に限る。)に掲げる公共的施設には、(1)から(10)までの規定は適用しない。		<p>≪左欄記載施設≫</p> <p>◆「別表第1の8((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：コンビニエンスストア</p> <p>◆「用途面積が200㎡未満の同表の8((6)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積200㎡未満の薬局</p> <p>●小規模施設等に関する除外規定の範囲を示している。</p>	

## □ 便所と車椅子使用者用便房の設置数の例

### ■ 便所と便房について

便房とは便器のある個別の空間を指し、便所は便房を有する一連の空間を指す。



資料：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7〔2025〕年5月）」（国土交通省）p102を加工して作成

### ■ 市長が別に定める階について（令和7年告示第272号第1項）

- 以下の場合、利用者が利用する階から除外する。
  - ① 地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近（近接）にある階
  - ② 利用者が利用する部分の床面積が著しく小さい階
  - ③ 利用者が滞在する時間が短い階
  - ④ ②、③のほか、管理運営上やむを得ない階

□ ……利用者が利用する階の数から除外する階

	ケース1 (①の場合)	ケース2 (②③の場合)	ケース3 (④の場合)
利用者の利用に供する便所の設置イメージ	<p>※ 便所を設ける施設に近接する位置に複数棟ある場合、それぞれが本要件に該当するものとする</p>	<p>※ 商業施設の1階部分で施設の管理運営上設置が困難</p>	
階数	5	5	5
利用者が利用する階の数	5	5	5
除外する階の数	1	2	1
利用者の利用に供する便所の必要設置数	4以上	3以上	4以上

管理上やむを得ない階 ・商業施設の1階部分で施設の管理運営上、設置困難な階  
 ・ホテル・旅館で、客室内に便所が設置されている客室のみが存する階 など

### ■ 車椅子使用者用便房の設置基準について

- 車椅子使用者用便房は、原則、利用者の利用に供する便所に1箇所以上設ける。ただし、以下の場合を除く。
  - ① 地上階で、椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合
  - ② 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合
  - ③ 男子用（又は女子用）の便所のみが設置されている階において、男子用（又は女子用）の車椅子使用者用便房を1以上設けている場合
  - ④ 利用者の利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合
  - ⑤ 利用者の利用する部分の床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合

	ケース1	ケース2 (便所のない階がある場合)	ケース3 (①の場合)	ケース4 (②の場合)
車椅子使用者用便房の設置イメージ				
利用者の利用に供する便所設置階数	5	3	2	5
車椅子使用者用便房の必要設置数	5以上	3以上	2以上	5以上

資料：「バリアフリー法逐条解説（建築物） 追補版（令和7〔2025〕年3月）」（日本建築行政会議）p58、59を加工して作成

■市長が別に定める場合(小規模階を有する場合)について(令和7年告示第272号第3項4号)

○床面積が1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合、小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上を設ける。

	ケース1	ケース2	ケース3
車椅子使用者用便所の設置イメージ	400~599.8㎡/階 	600~799.8㎡/階 	800~999.8㎡/階 
延べ床面積	2,000~2,999㎡	3,000~3,999㎡	4,000~4,999㎡
利用者の利用に供する便所の必要設置数	5	5	5
車椅子使用者用便所の必要設置数	2以上	3以上	4以上

■市長が別に定める数(大規模階に設置する車椅子使用者用便所の数)について(令和7年告示第272号第2項)

- 床面積が10,000㎡超の階(大規模階)を有する場合
  - ①10,000㎡超~40,000㎡以下 …………… 2箇所以上
  - ②40,000㎡超~ …………… 20,000㎡毎に1箇所を追加
- なお、当該階に設ける利用者の利用に供する便所の箇所数が面積から算定した箇所数より少ない場合、当該便所の箇所数とする。

	ケース1	ケース2
車椅子使用者用便所の設置イメージ	30,000㎡/階 	70,000㎡/階 
各階の床面積から算定する車椅子使用者用便所の必要設置数	2	4
当該階の利用者の利用に供する便所設置数	2	3
当該階に設ける車椅子使用者用便所の必要設置数	2以上	3以上

資料：「バリアフリー法逐条解説(建築物) 追補版(令和7[2025]年3月)」(日本建築行政会議) p59、60を加工して作成

□多様な利用者の円滑な利用に向けた便房の設備(機能)の分散配置

■便房・便所の機能分散の考え方

便房・便所の設計においては、高齢者、障害者等の利用の集中を避けるとともに、オストメイトで車椅子使用者でもあるなど複数の個別機能を必要とする方への配慮や、異性介助や性的マイノリティへの配慮が求められている。そのため、施設用途や規模に応じた検討と合わせて、多様な利用者のニーズを把握するなど様々な利用実態に配慮して、以下のような個別機能を備えた便房等の分散配置や組合せを検討する。

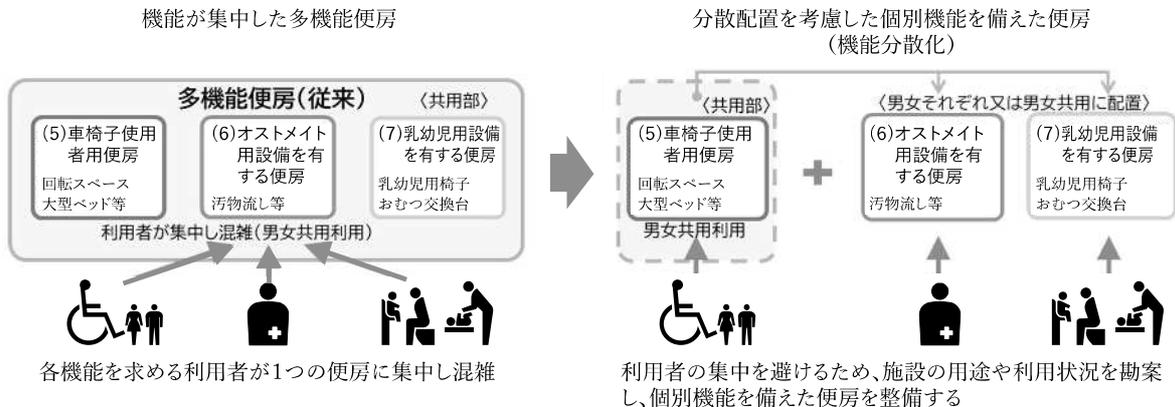
「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究報告書 令和3年3月/国土交通省総合政策局」では、車椅子使用者用便房等に集約されやすい設備・機能のうち、乳幼児用設備やオストメイト用設備の機能分散化を推進すること等の具体的な機能分散の考え方等について示されている。当該報告書では、高齢者、障害者等が利用する個別機能を備えた便房等の適正利用を推進するために、各種便房を総称して「高齢者障害者等用便房（バリアフリースイール）」と位置づけている。

■個別機能を備えた便房等の概要

個別機能を備えた便房	(5)車椅子使用者用便房	・車椅子使用者が円滑に使用できる広さを備えた便房(大型ベッド付きを含む。)	・85頁 参照
	(6)オストメイト用設備を有する便房	・腰掛便座のある広めの便房に汚物流しなどのオストメイト用洗器具を設けたもの	・88頁 参照
	(7)乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房	・ベビーカーとともに入れる広さを備えた便房で、乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台、着替え台等を備えたもの ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房を設けない場合、便所内(男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれの便所)に乳児用おむつ交換台を設ける方法もある。	・89頁 参照
個別機能を組み合わせた便房		・利用想定等を十分に考慮し、車椅子使用者用便房(大型ベッド付きを含む。)、オストメイト用設備又は乳幼児用設備を付加した便房※	・84頁 参照

※ (5)~(7)の便房及び便所を兼ねることができる

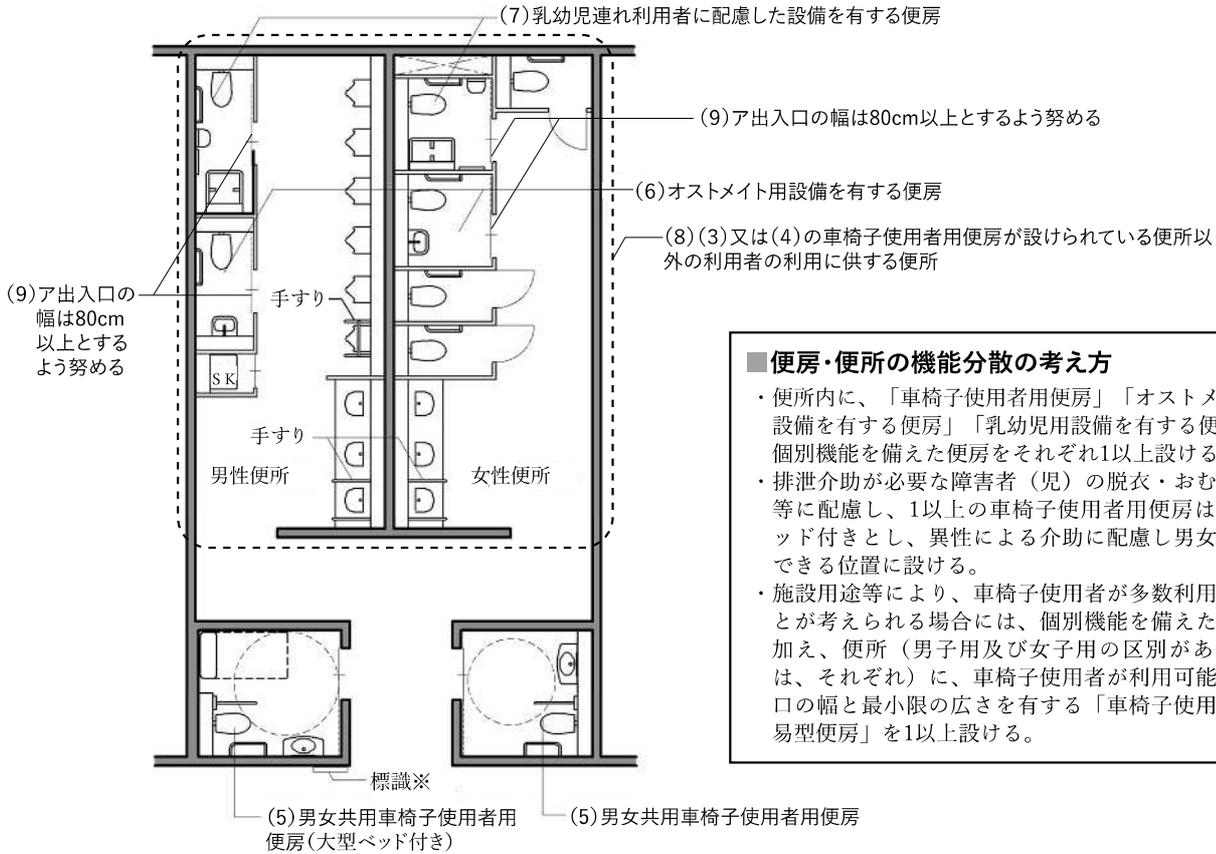
■各種便房の機能分散化と適正利用の推進



資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3〔2021〕年3月）」（国土交通省） p 2-112を加工して作成

□個別機能を備えた便房等の組合せの例

■配置例1(個別機能を分散して設けた例)

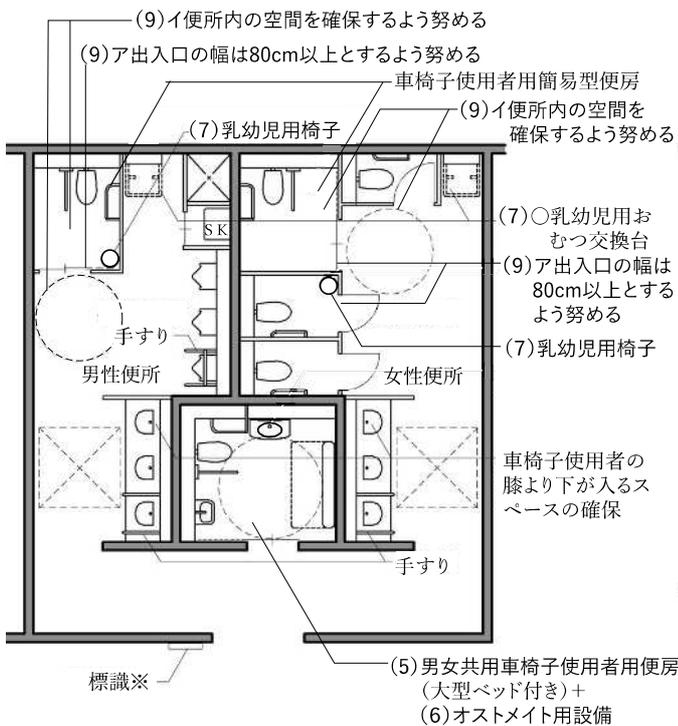


■ 便房・便所の機能分散の考え方

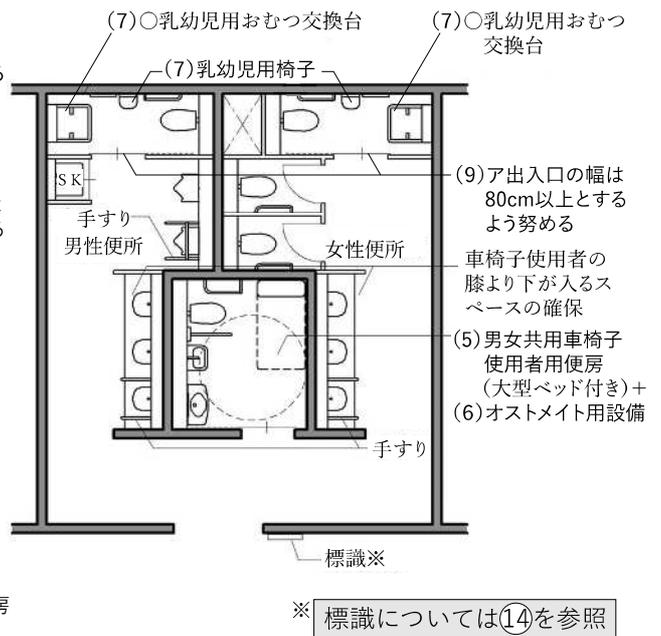
- ・ 便所内に、「車椅子使用者用便房」「オストメイト用設備を有する便房」「乳幼児用設備を有する便房」の個別機能を備えた便房をそれぞれ1以上設ける。
- ・ 排泄介助が必要な障害者（児）の脱衣・おむつ交換等に配慮し、1以上の車椅子使用者用便房は大型ベッド付きとし、異性による介助に配慮し男女が共用できる位置に設ける。
- ・ 施設用途等により、車椅子使用者が多数利用することが考えられる場合には、個別機能を備えた便房に加え、便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ）に、車椅子使用者が利用可能な出入口の幅と最小限の広さを有する「車椅子使用者用簡易型便房」を1以上設ける。

資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7[2025]年5月）」（国土交通省）p101を加工して作成

■配置例2(個別機能を組み合わせて設けた例1)

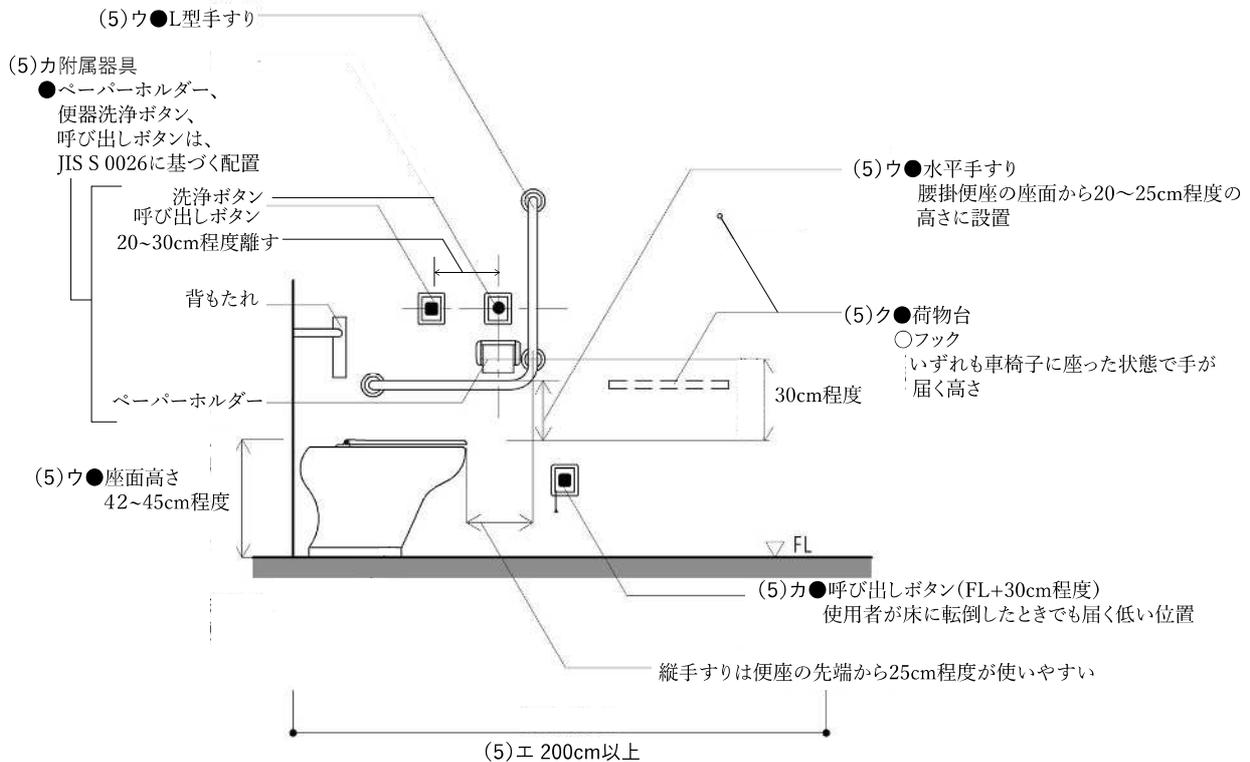
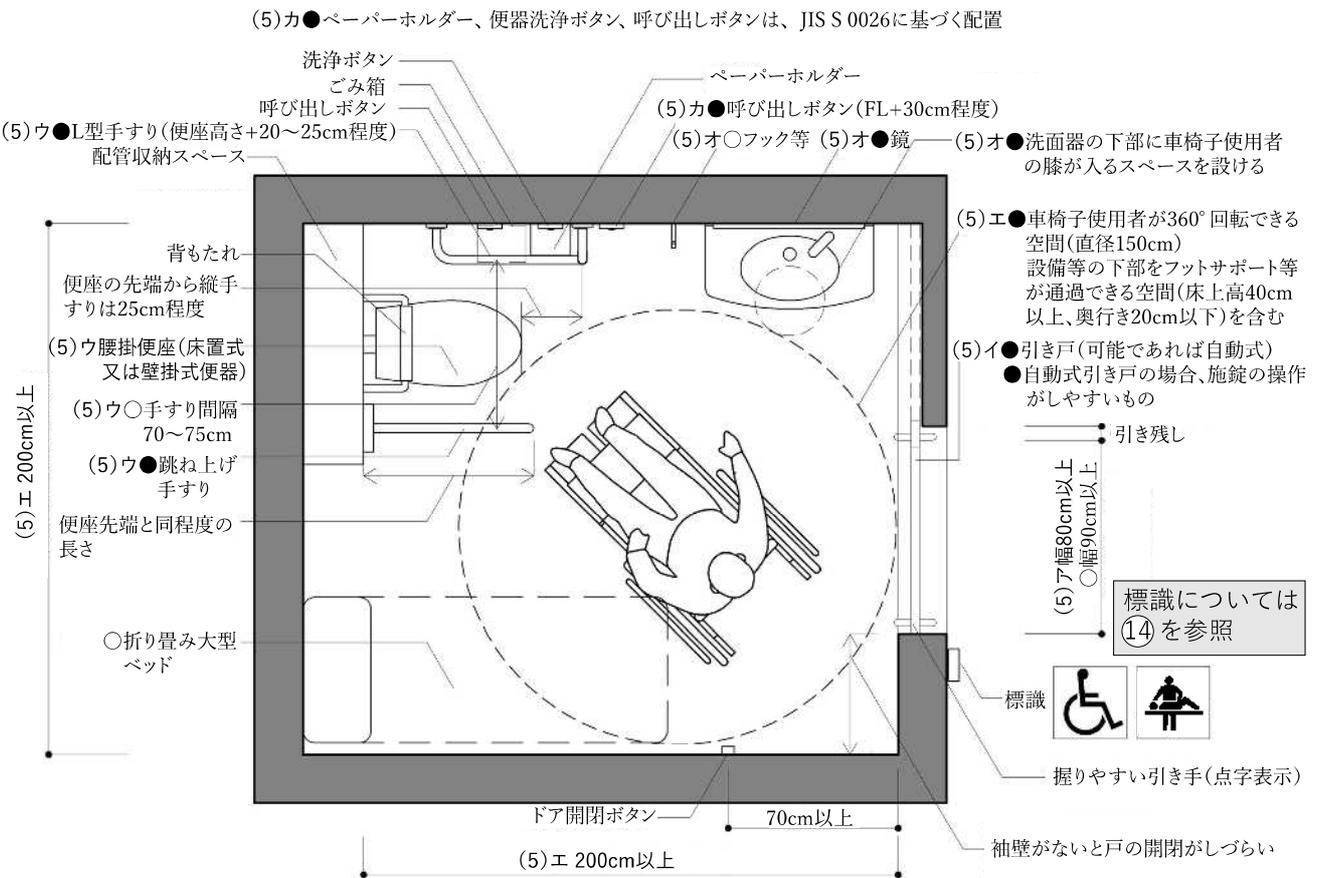


■配置例3(個別機能を組み合わせて設けた例2)



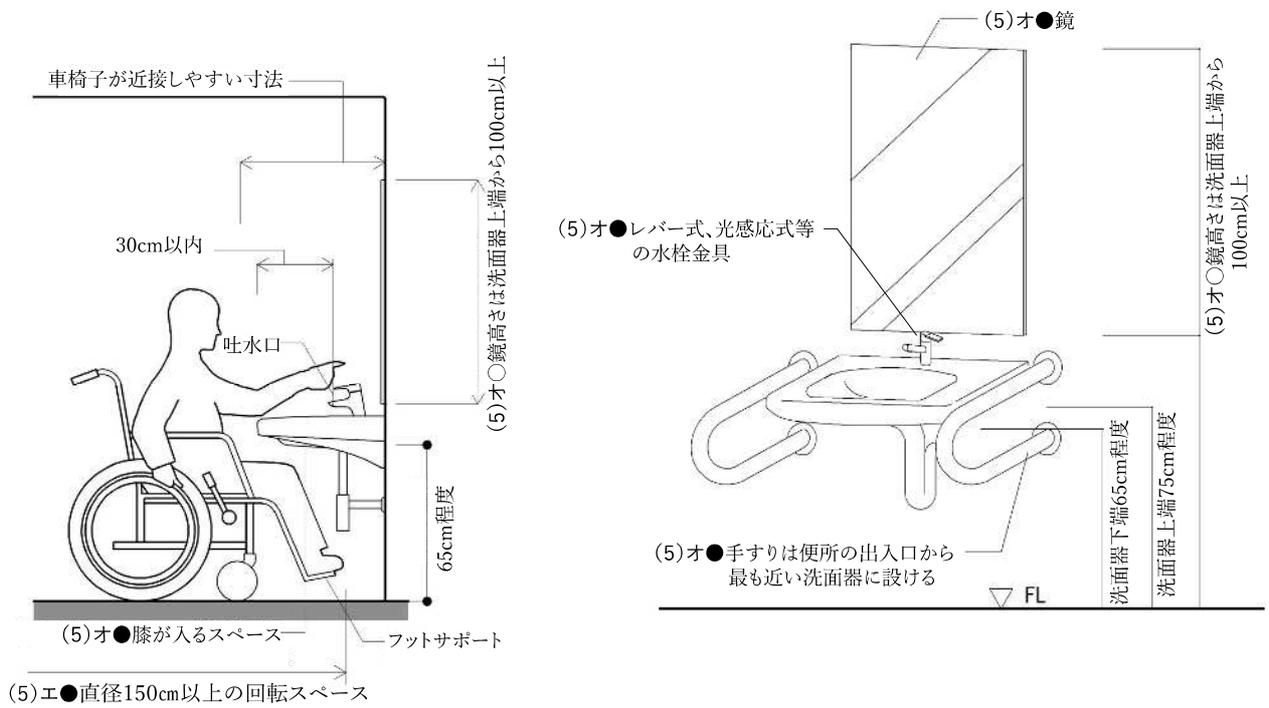
資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3[2021]年3月）」（国土交通省）p2-114~115を加工して作成

## □車椅子使用者用便房の例



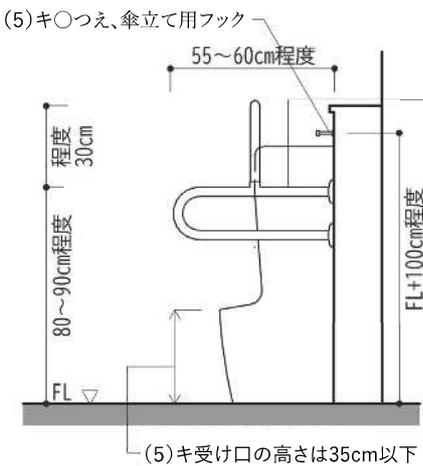
資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7〔2025〕年5月）」（国土交通省）p 107、110を加工して作成

■車椅子使用者が利用しやすい洗面器

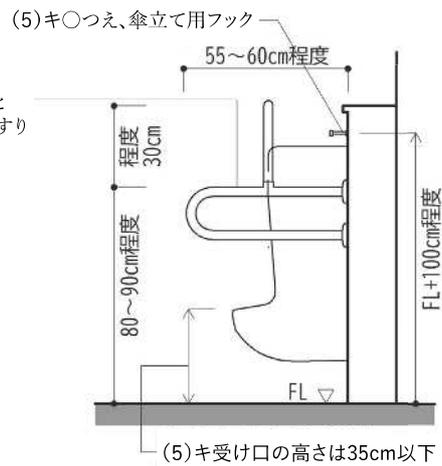


■小便器

床置き式ストール



壁掛式低受け口



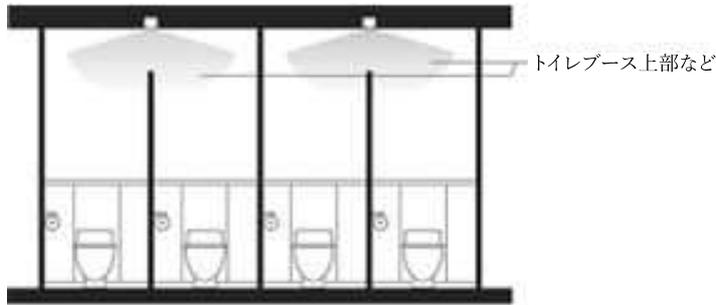
(5)キ●左右の手すり  
胸あて用の手すり

資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7[2025]年5月）」（国土交通省）p111、124を加工して作成

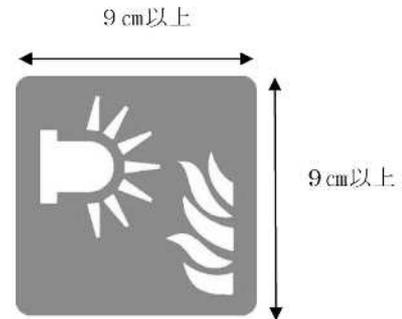
## □光や振動による情報伝達設備

- ・ 便所には、聴覚障害者等に対して火災時の情報を伝達するための光警報装置を設置する。
- ・ 便所の光警報装置は、便房内において戸を閉じた状態で点滅を十分に識別できる位置に設置する。
- ・ 光警報装置は白色光とする。
- ・ 利用者に光警報装置が設置されていることを周知するため、光警報装置を設置した建築物の出入口等には、JIS Z 8210に規定する光警報装置ピクトグラム及びその説明文の表示を設置することが望ましい。

### ■便所の光警報装置(フラッシュライト)



### ■光警報装置ピクトグラム



資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7〔2025〕年5月）」（国土交通省）p 193を加工して作成

**memo**

■バリアフリートイレの適正利用の推進

- ・ 「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究報告書 令和3年3月/国土交通省総合政策局」では、高齢者、障害者等の利用する個別機能を備えた便房等の適正利用を推進するため、各種便房を総称して「高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）」と位置づけている。
- ・ バリアフリートイレが必要な利用者には、車椅子利用者だけでなく、発達障害によりトイレ利用において同伴が必要な方や、内部障害のある方等の見た目ではわかりにくい方もいるため、他の利用者からの理解が得にくいことがある。

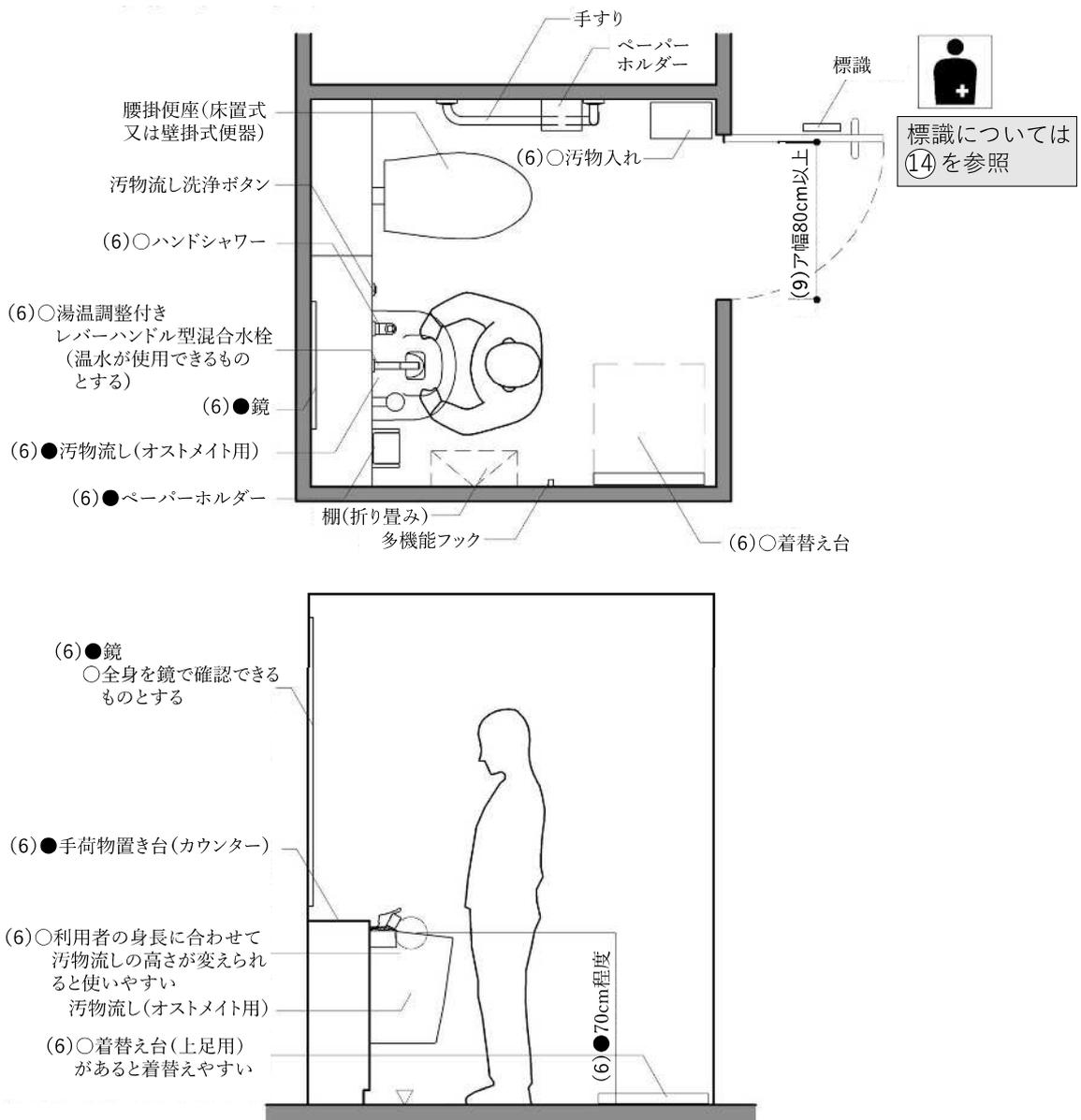
**<バリアフリートイレの適正利用の啓発ポスター>**

資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7〔2025〕年5月）」（国土交通省）p 102

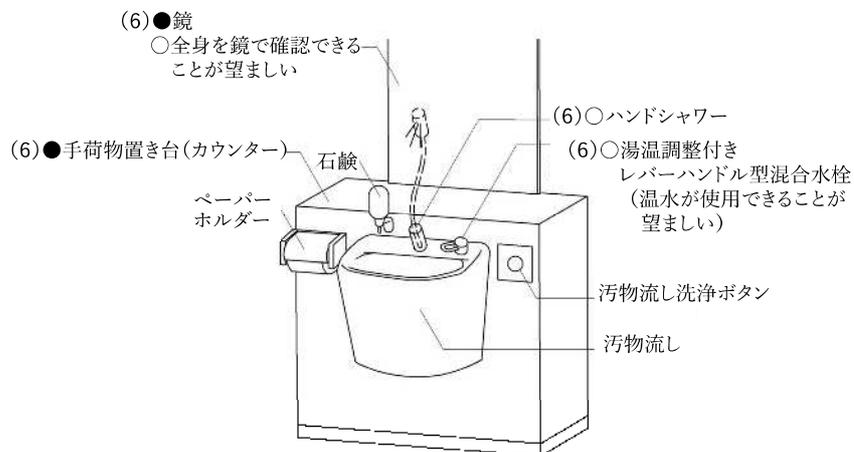
資料：高齢者障害者等用施設等の適正利用推進キャンペーン（国土交通省総合政策局）

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000014.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000014.html)  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09\\_hh\\_000384.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000384.html)

□オストメイト用設備を有する便房の例



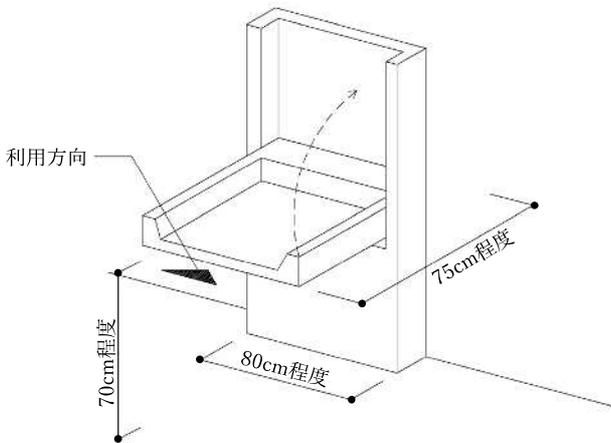
■汚物流し(オストメイトに配慮した設備)



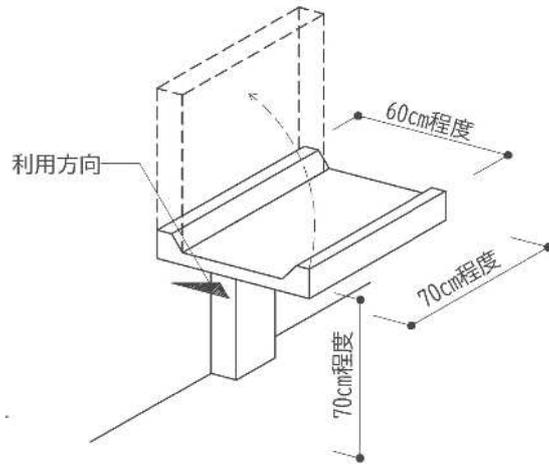
資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7〔2025〕年5月）」（国土交通省）p113を加工して作成

□乳幼児連れ利用者に配慮した設備の例

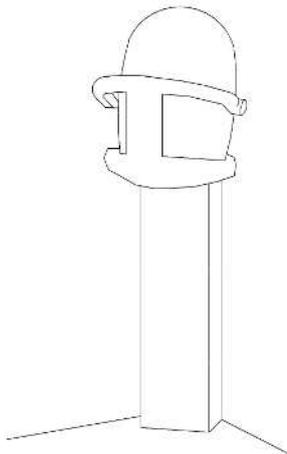
■壁・床取り付け乳幼児用おむつ交換台  
(生後1ヶ月～2歳半程度)



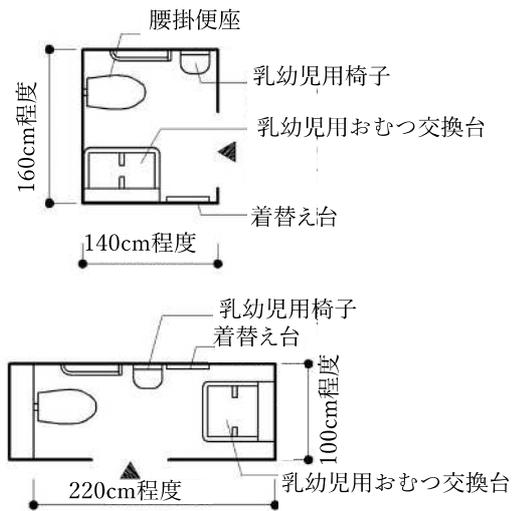
■壁取り付け乳幼児用おむつ交換台  
(生後1ヶ月～2歳半程度)



■乳幼児用椅子  
(生後5ヶ月～2歳半程度)



■乳幼児連れに配慮した便所の寸法例  
(ベビーカーと共に入ることができる寸法)



資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7〔2025〕年5月）」（国土交通省）p101、115を加工して作成

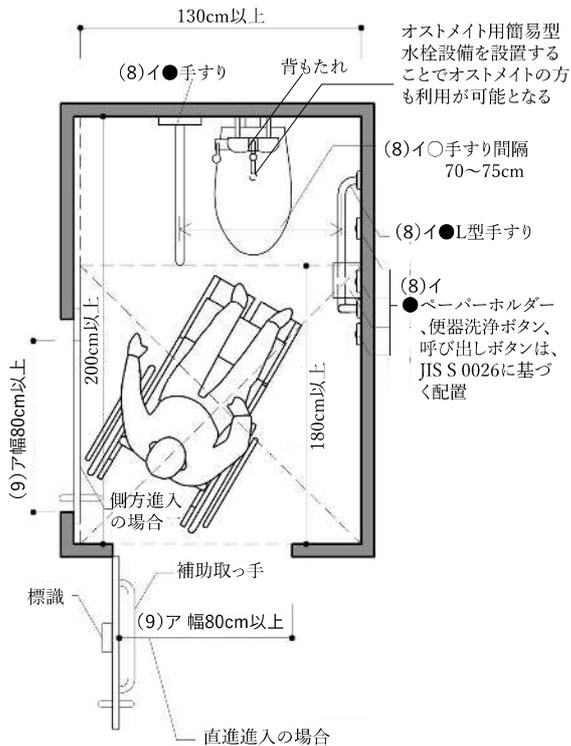


memo

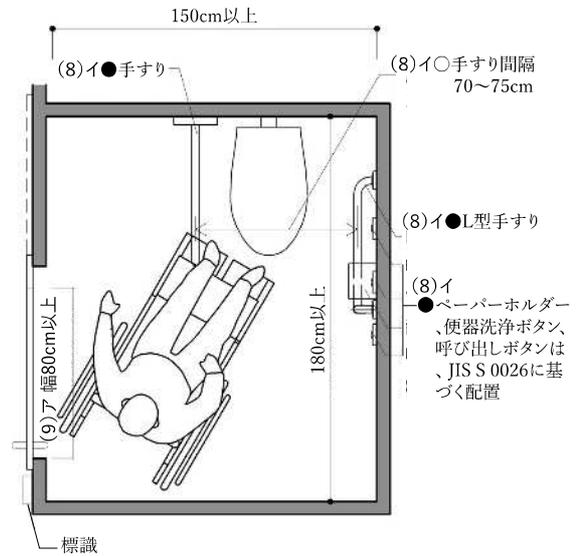
■留意点:車椅子利用者も利用できる広めの便房

・バリアフリー法に基づく基準の対象とならない規模・用途の建築物や改修上の制約が多い既存建築物において、下図のような男女共用の広めの便房を整備することで、車椅子利用者の身体状況と移乗方法によっては、当該便房を利用できる場合がある。

直進又は側方進入の場合



側方進入の場合



資料:上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和7[2025]年5月)」(国土交通省) p 117を加工して作成

## □案内表示の例

・案内表示（標識）については、14標識の解説を参照

### ■便所の表示例（日本産業規格 JIS Z 8210）



お手洗  
Toilets



男女共用お手洗  
All gender  
toilet



男性  
Men



女性  
Women



子どもお手洗  
Children's toilet

### ■便房設備（機能）の表示例（日本産業規格 JIS Z 8210）



障害のある人が  
使える設備  
Accessible  
facility



介助用ベッド  
Care bed



オストメイト用設備  
／オストメイト  
Facilities for  
Ostomy /  
Ostomate



ベビーチェア  
Baby chair



おむつ交換台  
Diaper  
changing  
table



着替え台  
Changing  
board



洋風便器  
Sitting  
style toilet



温水洗浄便座  
Spray seat



和風便器  
Squatting  
style toilet

資料：上図全て「JIS Z8210 案内用図記号（PDF版）」（国土交通省）を加工して作成  
出典：「標準案内用図記号」（公財）交通エコロジー・モビリティ財団